事務所内外の写真

事	務	所	Ø	形	態		□単独事務所	□住居兼用事務所	
			-1x171	≓ 1. out		7 Bul	□市街化区域	□市街化調整区域(※2)	
			都市計画区域の別				□区域区分 <u>非</u> 設定都市計画区域	□都市計画区域外	
事務所					□第一種低層住居専用地域(※3)	□第二種低層住居専用地域(※3)			
			用	途	地	域	□第一種中高層住居専用地域(※3)	□指定なし	
							□上記以外の地域()←具体的な用途地域を記入すること	
●事務所のある建物の外部写真(全景)									
								されているもの。(<u>標識は、公衆の見</u> 共用廊下部分に掲示する。) ②新規登	
録の場合								に開設者名と登録番号を記入して下さ	
い。)									

- ※1:公営住宅法第27条3により、公営住宅での登録は認められません。
- ※2:市街化調整区域の違反建築物は、事務所の登録はできません。<u>市街化調整区域内に建築士事務所を設ける場合には、事務所を設ける</u>ることが適法であることを証する書類を添付してください。
- ※3:第一、二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域には、単独事務所及び建物の1/2を超えかつ50㎡を超えた住居兼用事務所は認められません。第一、二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域に建築士事務所を設ける場合には、事務所を設けることが適法であることを証する書類を添付してください。
- ※4:上記1から3に違反して建築士事務所の登録を受けた場合は、建築士法に基づく建築士の懲戒処分、建築士事務所の監督処分を受ける場合があります。

事務所内外の写真

●事務所の内部写真 1	
○管理建築士が事務所に勤務	らしている写真を貼付して下さい。
(顔がわかるもの)	
●事務所の内部写真	